

11月12日～25日は

「女性に対する暴力をなくす運動」週間です



問い合わせ 浦添市男女共同参画推進ハートセンター ☎874-1571

「女性に対する暴力をなくす運動」

暴力は、その対象の性別や相手との関係に関係なく、決して許されるものではありません。

特に配偶者等からの暴力(DV)、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等「女性に対する暴力」は、女性に恐怖と不安を与え、活動を束縛し、自信を失わせるなど、人権を侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であります。

その根絶のためには私たち一人ひとりが人権を尊重し、暴力は決して許さないという認識を持つことが必要なのです。

DVは身近に起っている

DVとは、夫婦や恋人などの親しい関係で起る暴力のことを指します。多くの場合は、男性から女性に向かいますが、女性から男性の場合や同性間でも起こります。

平成24度内閣府公表によると、女性の約3人に1人、男性の約5人に1人が、配偶者から「身体的暴力」「心理的暴力」「性的強要」など何らかの暴力を受けたことがあるという調査結果もあります。

※浦添市のDV相談件数
平成25年度 208件
(新規継続延べ件数)
市女性相談室提供

これってDV?

Q1 意見が食い違ったり、少しでも意に沿わないことを言ったりすると、いきなり突き飛ばされる。

Q2 気に入らないことがあると「誰のおかげで食べられるのか」と怒鳴られたり、無視

されたりする。

Q3 携帯電話のデータを勝手に消されたり、外出を制限されたりする。

Q4 家計を独占し、妻の収入や貯金まで勝手に使う。

Q5 見たくないのに、ポルノ映像や本などを見せてくる。

Q6 子どもの目の前でパートナーに暴力をふるったり暴言を吐いたりする。

A これらはすべてDVです。

1 身体的暴力 2 精神的暴力 3 社会的暴力 4 経済的暴力 5 性的暴力 6 もDVであり、児童虐待にも当たります。



DVで傷ついた人に対して誤解をしないでくださいねか?

●被害者にも原因や問題がある。怒らせた人が悪い? ↓いいえ。どのような理由があっても暴力を振るわれない人はいません。暴力は振るう人が全面的に悪いのです。

●暴力を振るわれても別れないのは本人が望んでいるから? ↓いいえ。暴力の被害者は、「別れない」のではなく、「別

地域で見守る、みんなので防ぐ 高齢者虐待



問い合わせ 地域支援課(内線3546)

浦添市においては、平成25年度に養護者(家族)による虐待の相談が14件、虐待の事実が5件ありました。

高齢者虐待の背景には、高齢者の認知症や自立度の低下、その家族などの介護疲れや生活上の問題など、様々な要因があります。

そのため、現在高齢者が住みなれた地域で、その人らしい生活を送ることができるよう、地域全体で高齢者と家族を見守り支援していくことが望まれています。

●高齢者虐待とは?

高齢者虐待とは以下の5つに分類されます。

①身体的虐待

たたき、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせる、ベッドにばりつけるなどの暴力的行為

②介護世話の放棄・放任

空腹、脱水、栄養失調の状態のままにするなどの世話をしていない行為

③心理的虐待

子ども扱いする、怒鳴る、のしる、悪口を言う、無視をす

④性的虐待

キス、性器への接触、セックスを強要するなどの行為

⑤経済的虐待

本人の不動産、年金、預貯金などを本人の意志・利益に反して使用するなど、勝手に高齢者の資産を使ってしまうなどの行為

●60%に認知症の症状

虐待を受けている高齢者のうち、認知症の症状がある人は約60%を占めています。認知症の対応法や正しい知識を得ることで、防げる虐待もあるのです。

認知症は、早期発見して正しく治療をすれば症状が改善したり、治ることもあります。

認知症に関しては広報うらそえ10月号に掲載していますので、ご覧ください。

●まずは「相談を！」

高齢者に対する虐待は、社会的なサービスを利用して家族の負担を軽くすることや、

認知症の高齢者の対応について専門家のアドバイスを聞くことで防いだり、状況を改善できることがあります。

平成18年に施行された高齢者虐待防止法では、こうした支援策を講ずることも含まれています。また、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに通報することが義務づけられました。同時に通報を受理した側(職員)にも通報者や届出者を特定する情報について守秘義務が課せられます。「アドバイスが欲しい」「おかしいのでは…」と感じることなどがありましたらお住まいの地域を担当する地域包括支援センターまでご相談ください。



各地域包括支援センター

- ①地域包括支援センター(市役所1階地域支援課内)
- 【担当圏域】神森中学校区 ☎876-11234
- (内線3541・3543)
- ②地域包括支援センター(みどり(市社会福祉センター内))
- 【担当圏域】浦添・浦西中学

「取り組み内容」
①パネル展
②公用車での周知
③街頭キャンペーン
(※①②③の詳細は、3ページをご覧ください)
④講座(全2回)
I「女性と子どもを性犯罪から守るために」
II「女性のための護身術」
※講座の詳細は12ページをご覧ください。

パープルリボン キャンペーン

パープルリボンには、女性に対する暴力の根絶への願いが込められています。

「女性に対する暴力をなくす運動」週間中は、オレンジリボン(児童虐待防止)と連携し、様々な取り組みを行います。

一人で抱えこまないで

暴力は、どんな場合でも、被害者は悪くありません。相談機関を利用する等、一人で抱え込まないようにしましょう。

相談窓口一覧

浦添市役所 女性相談室	☎874-0874 月～金 9時～16時
沖縄県男女共同参画センター ている相談室	☎868-4010 火～土 10時～20時
強姦救援センター・沖縄 (R・E・I・C・O)レイコ ※性暴力相談電話	☎890-6110 水 19時～22時 土 15時～18時
那覇地方法務局 女性の人権ホットライン	☎0570-070-810 月～金 8時30分～17時15分
沖縄県警察本部 警察安全相談 性犯罪被害者専用相談	年中無休 ☎863-9110または#9110 ☎868-0110
沖縄県女性相談所 配偶者暴力支援センター	☎854-1172 月～金 8時30分～18時 土日祝 8時30分～17時
犯罪被害者支援ゆいセンター	☎866-7830 月～金 10時～16時
セクハラ相談窓口 (職場でのセクハラについて) 沖縄労働局雇用均等室	☎868-4308 月・火 9時～17時
男性からの相談専用窓口 ※男性相談員が対応します。	☎868-4011 日・月 10時～16時

校区

- ☎871-13874
- ③地域包括支援センターみなとん(老人保健施設アルカディア内)
- 【担当圏域】港川中学校区 ☎876-13710
- ④地域包括支援センター「仁」(同仁病院敷地内)
- 【担当圏域】仲西中学校区 ☎917-12268

●楽しく学べるバリアフリーオリピック

自分らしく生き、みんなで支えあうやさしい街づくりをめざし、浦添市でバリアフリーオリピックが開催されます!

会場では、認知症、車イス、ベッド周囲、移乗・リフト、おしり周り&入浴、お口周り、お6つのフリースを設けるほか、介護

